

保健センターにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月8日

田村市保健課

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、各保健センターの利用再開にあたり、利用者及び職員に求める新型コロナウイルス感染予防対策を明示することにより、当該施設における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に万全を期すとともに、感染症例が発見された場合の適切な対応に資することを目的とする。

2. 対象施設

本ガイドラインの対象施設及び利用定員は、別表のとおりとする。

3. 感染防止のための基本的な考え方

- 利用者等の健康管理及び基本的な感染症対策を徹底する。
- 「3つの密」を徹底的に避ける。
- 「新しい生活様式」の実践例を取り入れる。

4. 具体的な対策

(1) 利用者の安全確保のために実施すること

- ① 使用申請書及び聞き取りにより、対人距離を最低1 m（できるだけ2 m）確保できることを確認した場合に限り、施設の利用を許可する。
- ② 利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。その際、記載内容が必要に応じて保健所等の公的機関に提供され得ることを利用者に周知する。
- ③ 自宅等で検温を実施したうえで来所するよう依頼する。なお、発熱や風邪の症状がある場合は、施設の利用を断る。
- ④ マスクの着用、咳エチケット、手洗い、手指消毒の徹底を促す。
- ⑤ 室内の換気（常時又は1時間に2回以上）の徹底を促す。
- ⑥ 飲食・試食の際には、最低1 m以上の間隔を確保し、対面を避け（横並びで）座れるよう位置を工夫するとともに、使い捨て食器を持参するよう促す。
- ⑦ 利用中に手を触れた場所（特に、テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ等の高頻度接触部位）を清拭消毒するよう利用者に依頼する。なお、消毒用の資材は市が準備し、利用者にその都度貸し出すこととする。

(2) 職員の安全確保のために実施すること

- ① 職員に対して定期的な検温や健康記録を行う。なお、発熱や風邪の症状がある場合は、速やかに医療機関を受診するよう促す。
- ② マスクの着用、咳エチケット、手洗い、手指消毒を徹底する。

(3) 市主催事業の実施にあたって特に留意すべきこと

- ① 対人距離を最低1 m（できるだけ2 m）確保できるよう人数を制限する。
- ② 直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- ③ 体操等の身体を動かす活動をする場合は、呼気が激しくなるような活動を避ける。また、マスクを着用しても身体に無理が生じないように、負荷を下げたり、休憩を増やす等の配慮を行う。
- ④ 発熱等の体調不良者が発生した場合は、以下のとおり対応する。
 - ・ 体調不良者を、速やかに別室に隔離する。
 - ・ 職員は、マスクや手袋の着用等、適切な防護対策を講じたうえで対応する。
 - ・ 感染が疑われる者が使用した諸室を換気する。
 - ・ 保健所等の関係機関に情報提供し、その指示に従う。
 - ・ 感染が確認された場合は、速やかに施設の利用を停止し、建物内の消毒作業を実施する。それと並行して、感染者と接触した職員及び利用者の氏名及び緊急連絡先を記載した名簿を作成し、保健所に情報提供する。

(4) 施設管理

- ① 施設の清掃、消毒、換気を徹底する。
- ② 対面での飲食や会話を回避するよう、施設内のレイアウトを工夫する。
- ③ ごみは利用者が各自持ち帰るよう依頼し、施設内で生じたごみはビニール袋に密閉して捨てる。

(5) 広報・周知

- ① 利用者に対して、本ガイドラインの内容をチラシ等で周知する。

5. その他

本ガイドラインに定めのない事項については、田村市「新型コロナウイルス感染症に係る市主催イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針」及び公的機関からの通知等に基づき、市が個別に判断する。

別表

対象施設及び利用定員

施設名	諸室名	利用定員 ^(※1)
田村市滝根保健センター	多目的ホール	27人
	集団指導室	18人
	調理実習室 ^(※2)	4人
田村市都路保健センター	多目的ホール	37人
	集団指導室	25人
	相談室	6人
	調理実習室 ^(※2)	5人
田村市常葉保健センター	多目的ホール	42人
	調理実習室 ^(※2)	5人
田村市船引保健センター	多目的ホール	74人
	相談室	10人
	栄養相談室	25人
	調理実習室 ^(※2)	3人
	母子保健相談室	31人

(※1) 利用定員は、半径1メートル以上の距離を確保して椅子のみ配置した場合を想定していることから、これを超える利用は一切認めない。また、利用形態に応じて、個別に利用定員を減じる等の対応を講じる。(特に、体操や運動の目的で使用する場合は、対人距離を2メートル以上確保できる人数に減じて運用する。)

(※2) 調理実習室の利用定員は、調理台1台につき1人までとする。